



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第29号
2023. 9. 22

マッチングアプリをきっかけに 出会い系サイトへ誘導された

事例

マッチングアプリで知り合った男性と連絡を取っていたが、携帯を買い替えるので違うサイトで連絡を取ろうと出会い系サイトに誘導された。連絡先を交換するにはポイントの購入が必要なため、2千円をクレジットカードで決済したが、さらに2万円請求され、詐欺だと気付いた。(20代 女性)



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- このほかにも、SNSやマッチングアプリで知り合った人から、暗号資産やFXの投資などを勧誘されて、トラブルになることもあります。相手の話を鵜呑みにせず、慎重に考えましょう。
- 登録に必要なだと個人情報の提供を求められても、安易に応じないようにしましょう。
- 不安に感じた場合やトラブルに遭った場合は、すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188 (「嫌や！」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

